

協議第10号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 深谷市、岡部町が加入している深谷市・岡部町共同事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。また、一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 川本町、花園町が加入している寄居地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、当該組合の事務のうち川本町、花園町に係る事務は新市に引き継ぐものとする。

ただし、寄居町に係る事務は、新市が地方自治法第252条の14に定める「事務の委託」により、合併の日に受託する方向で協議するものとする。

また、寄居地区消防組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。
- 3 川本町、花園町が加入している寄居地区衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、川本町、花園町の区域に係る事務は、新市において地方自治法第252条の14に定める「事務の委託」により、合併の日に寄居町に委託する方向で協議するものとする。

なお、寄居地区衛生組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。
- 4 深谷市、岡部町、川本町、花園町（以下「1市3町」という。）が加入している大里広域市町村圏組合については、新市として引き続き加入する。
- 5 深谷市が加入している埼玉県都市競艇組合については、新市として加入する。

- 6 1市3町が加入している埼玉県市町村職員退職手当組合については、新市として引き続き加入する。
- 7 1市3町が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合については、新市として引き続き加入する。
- 8 岡部町、川本町、花園町が加入している埼玉県市町村交通災害共済組合については、新市として加入する。
- 9 1市3町が加入している彩の国さいたま人づくり広域連合については、新市として引き続き加入する。

平成17年1月12日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

協定項目	15 一部事務組合等の取扱いについて	関係項目	深谷市・岡部町共同事務組合 寄居地区消防組合 寄居地区衛生組合 大里広域市町村圏組合 埼玉県都市競艇組合 埼玉県市町村職員退職手当組合 埼玉県市町村消防災害補償組合 埼玉県市町村交通災害共済組合 彩の国さいたま人づくり広域連合	専門部会	企画財政部会 総務部会 住民部会
				分科会	企画分科会 財政分科会 人事給与分科会 消防組合分科会 住民分科会
調整方針	1 深谷市、岡部町が加入している深谷市・岡部町共同事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。また、一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐものとする。 2 川本町、花園町が加入している寄居地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、当該組合の事務のうち川本町、花園町に係る事務は新市に引き継ぐものとする。 ただし、寄居町に係る事務は、新市が地方自治法第252条の14に定める「事務の委託」により、合併の日に受託する方向で協議するものとする。 また、寄居地区消防組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。 3 川本町、花園町が加入している寄居地区衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、川本町、花園町の区域に係る事務は、新市において地方自治法第252条の14に定める「事務の委託」により、合併の日に寄居町に委託する方向で協議するものとする。 なお、寄居地区衛生組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。 4 深谷市、岡部町、川本町、花園町（以下「1市3町」という。）が加入している大里広域市町村圏組合については、新市として引き続き加入する。 5 深谷市が加入している埼玉県都市競艇組合については、新市として加入する。 6 1市3町が加入している埼玉県市町村職員退職手当組合については、新市として引き続き加入する。 7 1市3町が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合については、新市として引き続き加入する。 8 岡部町、川本町、花園町が加入している埼玉県市町村交通災害共済組合については、新市として加入する。 9 1市3町が加入している彩の国さいたま人づくり広域連合については、新市として引き続き加入する。				

1市3町における一部事務組合の加入状況

番号	組合名等	現 況				備 考
		深谷市	岡部町	川本町	花園町	
1	深谷市・岡部町共同事務組合					印は、各市町の加入状況
2	寄居地区消防組合					
3	寄居地区衛生組合					
4	大里広域市町村圏組合					
5	埼玉県都市競艇組合					
6	埼玉県市町村職員退職手当組合					
7	埼玉県市町村消防災害補償組合					
8	埼玉県市町村交通災害共済組合					
9	彩の国さいたま人づくり広域連合					

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

1 深谷市・岡部町共同事務組合

【総括】

現況 (財産は平成15年度末現在)				
職 員		財 産		
特別職	管理者1人 副管理者2人 収入役1人 議会議員26人 監査委員2人 公平委員会委員3人	土地	35,017.18㎡	
		建物	非木造 6,290.60㎡	
		物権	なし	
		有価証券等	なし	
一般職	合計155人 (平成16年給与実態調査) 内訳：事務局5人 消防138人 し尿9人 斎場3人 (深谷市より派遣13人岡部町より派遣 2人)	物品	消防ポンプ自動車等49台 訓練塔他主要物品8 ほか	
		債権	なし	
		基金	なし	
		地方債残高	296,219千円	
		債務負担行為	なし	
内 訳				
区 分	消 防	し 尿	斎 場	
財 産	土地	消防本部 1,259.58㎡ 新消防本部 23,640.19㎡ その他 587.41㎡ 合計 25,487.18㎡	全て深谷市の土地	敷地面積 9,530.00㎡
	建物	消防本部 841.26㎡ 分署(4分署) 1,291.16㎡ (上柴357.70 藤沢276.23 豊里298.31 岡部358.92) 分団(15分団) 970.62㎡ 訓練センター 41.56㎡	投入受付、前処理機械棟 247.00㎡ (第1、第2機械棟) 嫌気性消化方式管理棟 311.00㎡ 酸化方式第3機械棟 60.00㎡ 汚泥処理機械棟 769.00㎡ 第3受電、機械棟 75.00㎡ 抜気槽、沈殿槽 558.00㎡ 事務所棟 180.00㎡ 合計 2,200.00㎡	炉棟 236.00㎡ 管理棟 463.00㎡ 車庫 108.00㎡ 倉庫 36.00㎡ 受水槽ポンプ室 4.00㎡ ピロティ部分 93.00㎡ 灰捨場 6.00㎡ 合計 946.00㎡
	物権	なし	なし	なし
	有価証券等	なし	なし	なし
	物品	消防ポンプ自動車29台 (救助2 科学2 水槽付5 梯子2 ポンプ18) 救急自動車6台 指令車2台 資機材運搬車1台 査察車3台 連絡車4台 救助艇1 通信指令装置1 可搬ポンプ2 訓練塔2 ほか	軽四輪貨物自動車 1台 ダンプ(2t) 1台 ほか	霊柩自動車 1台 連絡車 1台 発電機 1台 祭壇 1組 ほか
	債権	なし	なし	なし
	基金	なし	なし	なし
	地方債残高	296,219千円	なし	なし
	債務負担行為	なし	なし	なし

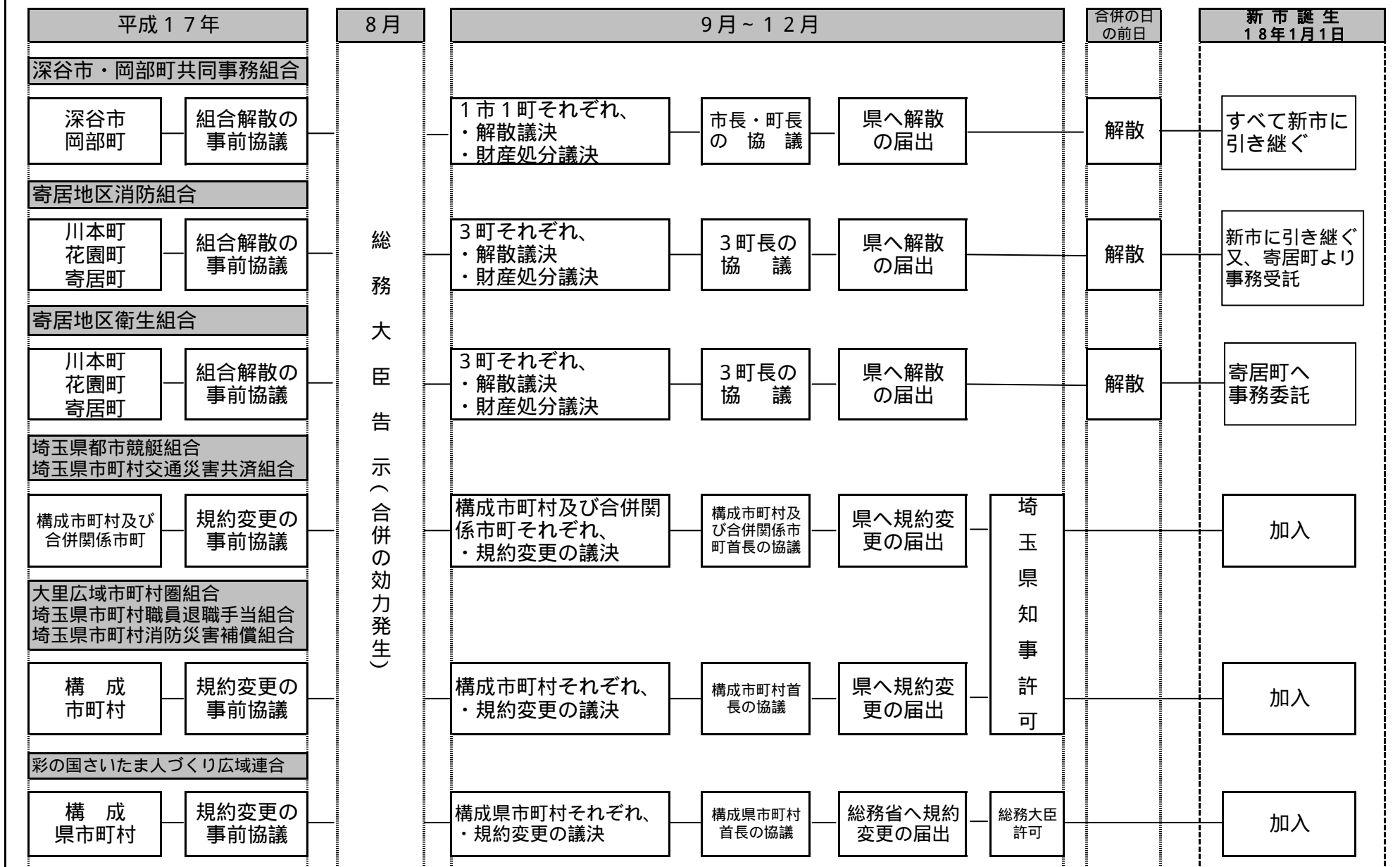
組 合 名 等	現 況	
2 寄居地区消防組合	構成市町村等	川本町、花園町、寄居町の計3町
	事務所の位置	花園町大字小前田537番地
	担当事務	(1) 消防に関する事務。 (2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、組合町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。 イ 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則に基づく事務。 ロ 高圧ガス保安法に基づく事務。 ハ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務。
3 寄居地区衛生組合	構成市等	川本町、花園町、寄居町の計3町
	事務所の位置	寄居町大字赤浜548番地
	担当事務	し尿処理に関する事務。

組 合 名 等	現 況	
4 大里広域市町村圏組合	構成市町村等	深谷市、岡部町、川本町、花園町、寄居町、熊谷市、大里町、江南町、妻沼町の計2市7町
	事務所の位置	熊谷市曙町2丁目68番地
	担当事務	(1) 広域行政振興計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に伴う連絡調整に関する事。 (2) ごみ焼却施設の建設及び管理運営に関する事。 (3) 不燃物処理場の建設及び管理運営に関する事。 (4) 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事。 (5) 介護保険に関する事。 (6) 情報処理センターの設置及び管理運営に関する事。
5 埼玉県都市競艇組合	構成市等	深谷市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、さいたま市の計17市
	事務所の位置	さいたま市中央区下落合1704番地
	担当事務	(1) モーターボート競走法に基づく、モーターボート競走の施行に関する事。 (2) その他モーターボート競走の実施に関し必要な事。

組 合 名 等	現 況	
6 埼玉県市町村職員退職 手当組合	構成市町村等	深谷市、岡部町、川本町、花園町他 80 市町村の計 84 市町村及び 深谷市・岡部町共同事務組合、寄居地区消防組合、寄居地区衛生組 合他 50 一部事務組合の計 53 一部事務組合
	事務所の位置	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 4 番 1 号 埼玉県自治会館内
	担当事務	組合市町村の常勤の職員に対する退職手当に関する事務。
7 埼玉県市町村消防災害 補償組合	構成市町村等	深谷市、岡部町、川本町、花園町他 79 市町村の計 83 市町村
	事務所の位置	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 4 番 1 号 埼玉県自治会館内
	担当事務	消防組織法第 15 条の 7 の規定による非常勤消防団員に係る損害 補償、消防法第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は 救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法第 6 条の 2 の規定に よる非常勤水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第 34 条 の規定による水防作業に従事した者に係る損害補償並びに災害対策 基本法第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した者に 係る損害補償に関する事務。

組 合 名 等	現 況	
8 埼玉県市町村交通災害 共済組合	構成市町村等	岡部町、川本町、花園町他 6 2 市町村の計 6 5 市町村
	事務所の位置	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 4 番 1 号 埼玉県自治会館内
	担当事務	組合市町村の住民に対する交通災害共済に関する事務。
9 彩の国さいたま人づく り広域連合	構成市町村等	埼玉県及び埼玉県内全市町村の計 1 県 9 0 市町村
	事務所の位置	さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 4 番 1 号 埼玉県自治会館内
	担当事務	構成団体の職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務

【一部事務組合の脱退、加入等の手続き】



関係法令等抜粋

【地方自治法】

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第252条の15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という。)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- (2) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (3) 委託事務に要する経費の支弁の方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第252条の16 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別

関係法令等抜粋

に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」と言う。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4～6(省略)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公

関係法令等抜粋

共同体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない

(規約等)

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合を組織する地方公共団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者(次条第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く第285条の一部事務組合にあつては、理事)その他の職員は、第92条第2項、第141条第2項及び第196条第3項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議決事件の通知)

第287条の3 一部事務組合の管理者(前条第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く第285条の一部事務組合にあつては、理事会。第291条第1項及び第2項において同じ。)は、当該一部事務組合の議会に議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

関係法令等抜粋

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8(省略)

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

関係法令等抜粋

【市町村の合併の特例に関する法律】

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第4項第1号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して6月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該6月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、

関係法令等抜粋

当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

- 3 第1項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1) 前条第1項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合
 - (2) 次条第2項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第287条の2第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の一部事務組合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。)又は当該広域連合の長に第1項の規定の適用について異議の申出があつた場合
 - (3) 市町村の合併の日前に地方自治法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合
- 5 前項第2号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。
- 6 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。